



長野県報

8月4日(木)
平成23年
(2011年)
第2290号

目 次

告 示

事務処理規則に基づき平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
都市計画事業の認可（2件）（都市計画課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	3
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	3

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報統計課情報システム推進室）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	4
一般競争入札（労働雇用課）	5
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可（園芸畜産課）	6
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	7
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（都市計画課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	7
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（2件）（農地整備課）	7
一般競争入札（住宅課）	8
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	8
一般競争入札（高校教育課）	10

告 示

長野県告示第555号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部守一

東日本大震災農業生産対策事業補助金交付要綱（平成23年7月19日付け23農振第206号農政部長通知）の規定に基づく補助金

行政改革課

長野県告示第556号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第557号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市大字永江字斑山8156の3、8156の329、8156の681、8157の1から8157の4まで、8157の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第558号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
箕輪町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第559号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・5・6号八町線
- 3 事業施行期間
平成23年8月4日から
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県須坂市大字須坂字上町、字青木及び金井原 地内
長野県須坂市大字小山字穀町及び字北原 地内
長野県須坂市臥竜一丁目 地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第560号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・4・8号臥竜線
- 3 事業施行期間
平成23年8月4日から
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県須坂市大字塩川字柳原並びに墨坂一丁目及び二丁目 地内
 - (2) 使用の部分
長野県須坂市大字塩川字柳原 地内

都市計画課

長野県飯田建設事務所告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月4日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1 道路の種類 県道

2 路線名 飯田富山佐久間線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄629番の34地先から 飯田市千栄32番の6地先まで	旧	8.0～16.0	0.1760
飯田市千栄629番の34地先から 飯田市千栄28番の20地先まで		10.3～24.0	0.0800
同上	新	10.3～24.0	0.0800

道路管理課

長野県公安委員会告示第41号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成23年8月4日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

指定を受けた者			特定講習を行う事務所			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		新	旧	
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	三澤洋一	アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1		三澤洋一	太田芳明	平成23年6月24日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	三澤洋一	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号		三澤洋一	太田芳明	平成23年6月24日

東北信運転免許センター

長野県公安委員会告示第42号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成23年8月4日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

認定を受けた者			教育に使用する施設			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		新	旧	
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	三澤洋一	アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1		三澤洋一	太田芳明	平成23年6月24日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	三澤洋一	アルピコ自動車学校松本	松本市筑摩4丁目6番1号		三澤洋一	太田芳明	平成23年6月24日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	三澤洋一	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号		三澤洋一	太田芳明	平成23年6月24日

東北信運転免許センター